

委員会提出議案第 3 号

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月29日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 景 山 憲

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で62.2万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしたが、今なお「官製ワーキングプア」と揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていない。とりわけ短時間の会計年度任用職員には、法律上、期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりである。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務であり、以下の措置を講じられるよう、強く要請する。

記

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定の見直し（地方自治法第203条の2、第204条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 各自治体における会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月29日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 景 山 憲

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度への対応、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年、全国的に多発している大規模災害への対応も求められている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取組や、デジタル化対策など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また、減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどしたうえで、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 5 号

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年9月29日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 岡 空 研 二

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書

農林水産省は昨年11月に「水田活用直接支払交付金」の見直し案を提示した。今年に入り、農業現場には何の説明も調査もないままに、農家に見直し案が通知された。

見直し案は、①水路や畦があっても、2022年から5年間、一度も水張り（水稲作付け）が行われない農地は対象外とする、②多年生牧草は10アールあたり現行3.5万円から、幡種しない年は1万円に減額する、③飼料用米などの複数年契約加算（10アール1.2万円）を廃止する、④畑地化支援として、野菜など高収益作物の場合は現行の10アール17万5千円のみまで、それ以外の作物は同10万5千円に減額するなどとしている。

交付金を大幅に削減する内容で、多くの農家が交付金の減額・廃止の対象になる恐れがあり、「営農計画が立てられない」「離農と耕作放棄を促進させるメッセージだ」など、農業現場では怒りと混乱が広がっている。

昨年からの米価の大幅下落に続き、農業に軸足を置く地方経済にとっても大きなマイナスとなるものである。さらに、終わりの見えないコロナ禍や、ウクライナ戦火を見る中、食料の安全保障を確立するためにも、「水田活用直接支払交付金」の見直しを撤回するよう、政府に要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 6 号

境港市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

境港市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和4年9月29日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 永 井 章

境港市議会会議規則の一部を改正する規則

境港市議会会議規則(昭和 52 年境港市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 99 条を次のように改める。

(陳情書の処理)

第 99 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。この場合において、第 93 条第 1 項中の「住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を」とあるのは「住所及び氏名を記載」と、同条第 2 項中の「代表者が署名又は記名押印を」とあるのは「代表者の氏名を記載」と読み替えるものとする。

2 陳情者は、当該陳情者が本人であること又は当該陳情が自らの意思に基づくものであることを証するため、議長が別に定めるところにより、必要な書面等又は電磁的記録を提出し、若しくは提示し、又は説明しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 陳情書の提出について、電子メール等の受付を可能とするため、陳情の記載事項を「陳情者（代表者）が署名又は記名押印」から「陳情者（代表者）の氏名を記載」に改め、あわせて、本人確認及び本人の意思確認に必要な書面等又は電磁的記録の提出等を求めることとする。

2 施行期日
公布の日